

旧	新	備考
<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 一般競争入札に係る入札の参加資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件を基準として定めるものとする。ただし、建設工事等の規模又は事由に応じて管理者が認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 建設工事においては建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を、設計等委託業務においては管理技術者を適正に配置できること。</p> <p>(6) 建設工事等ごとにその都度定める次に掲げる入札参加資格要件等を満たす者であること。</p> <p>ア 契約参加資格選定要綱第12条第1項に規定する総合点数の上限又は下限の要件</p> <p>イ 本店、支店、営業所等の所在地要件</p> <p>ウ 完成工事高又は業務実績高の要件</p> <p>エ 施工等実績の要件</p> <p>オ ひたちなか市水道事業所指定給水装置工事事業者の登録要件</p> <p>カ その他必要とする要件</p> <p>(7) 次に掲げる要件をあらかじめ同意すること。</p> <p>ア 手持工事（一般競争入札により、請負契約若しくは仮契約を締結した工事又は落札者若しくは落札候補者となった工事をいう。以下同じ。）は、2件未満であること。</p> <p>イ 手持工事が2件となった時点において、これが2件未満となるまでそれ以降の一般競争入札参加資格を失うこと。</p> <p>ウ 次に掲げる工事は、手持工事の件数に含めないこと。</p> <p>(ア) 手持工事のうち、一般競争入札参加申請受付最終日までに、当該手持工事の完了検査が完了するもの</p> <p>(イ) 随意契約による工事</p> <p>(ウ) 指名競争入札による工事</p> <p>(エ) その他管理者が認める工事</p>	<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 一般競争入札に係る入札の参加資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件を基準として定めるものとする。ただし、建設工事等の規模又は事由に応じて管理者が認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 建設工事においては建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を、設計等委託業務においては管理技術者を適正に配置できること。</p> <p>(6) 建設工事等ごとにその都度定める次に掲げる入札参加資格要件等を満たす者であること。</p> <p>ア 契約参加資格選定要綱第12条第1項に規定する総合点数の上限又は下限の要件</p> <p>イ 本店、支店、営業所等の所在地要件</p> <p>ウ 完成工事高又は業務実績高の要件</p> <p>エ 施工等実績の要件</p> <p>オ ひたちなか市水道事業所指定給水装置工事事業者の登録要件</p> <p><u>カ 配管技能者（公益社団法人日本水道協会の配水管技能登録者又はこれと同等以上の技能を有すると管理者が認める者）の配置要件</u></p> <p>キ その他必要とする要件</p> <p>(7) 次に掲げる要件をあらかじめ同意すること。</p> <p>ア 手持工事（一般競争入札により、請負契約若しくは仮契約を締結した工事又は落札者若しくは落札候補者（<u>予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。以下同じ。</u>）となった工事をいう。以下同じ。）は、2件未満であること。</p> <p>イ 手持工事が2件となった時点において、これが2件未満となるまでそれ以降の一般競争入札参加資格を失うこと。</p> <p>ウ 次に掲げる工事は、手持工事の件数に含めないこと。</p> <p>(ア) 手持工事のうち、一般競争入札参加申請受付最終日までに、当該手持工事の完了検査が完了するもの</p> <p>(イ) 随意契約による工事</p> <p>(ウ) 指名競争入札による工事</p> <p>(エ) その他管理者が認める工事</p>	

旧	新	備考
<p>(入札の中止等) 第14条 略</p> <p>(入札結果の公表) 第15条 略</p> <p>(補則) 第16条 略</p>	<p>(入札の中止等) 第14条 略</p> <p>(入札参加資格の事後審査等) 第15条 管理者は、事後審査（開札終了後に実施する資格審査をいう。以下同じ。）を行う場合は、その旨を当該入札の公告において明示するものとする。この場合において、参加希望者は、申請書を提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、管理者は、開札終了後に落札候補者から第8条第2項に規定する書類の提出を求め、直ちに事後審査を行うものとする。</p> <p>3 管理者は、事後審査の結果、落札候補者に一般競争入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とするものとする。</p> <p>4 管理者は、事後審査の結果、落札候補者に一般競争入札参加資格がないと認めるときは、この者の行った入札を無効とし、当該落札候補者に次いで低い価格を提示した者について、事後審査を行うものとする。</p> <p>(入札結果の公表) 第16条 略</p> <p>(補則) 第17条 略</p>	